

日 時：令和 7 年 11 月 19 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稻垣審議官、戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第341回個人情報保護委員会を開催いたします。本日の議題は一つです。

議題 1 「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今般、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から、簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務全項目評価書の提出がございました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を御説明いたしますので、承認の可否について御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料 1－1 に基づきまして、評価書の概要を説明させていただきます。

今般、評価の再実施を行う理由につきましては、特定個人情報を含む支払調書データを税務署に提出する方法として、国税庁長官の認定を受けた法定調書提出クラウドサービス、以降「認定クラウド」と読ませていただきます、を利用するに伴い、特定個人情報の取扱いに変更が生じ、新たなリスク対策を講じる必要があるためでございます。

このため、「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」といたしまして、3ページに認定クラウドのe-私書箱が追加されており、事務の内容における変更点としましては、「（別添1）事務の内容」におきまして、8ページ右下に認定クラウドを利用して支払調書データを税務署に提出する事務の流れが追加されております。事務の変更内容を踏まえまして、特定個人情報の使用、委託、保管、提供における新たなリスク対策が講じられることとなります。

評価書に追記された主なリスク対策の例でございますが、23ページの「アクセス権限の管理」の「具体的な管理方法」の下から2点目のとおり、権限のない者によって認定クラウドに保存された特定個人情報に不正にアクセスされるリスクへの対策として、Firewallによるアクセス制御、WEBアプリケーションの脆弱性攻撃遮断、侵入検知システ

ムによる運用監視やアクセス記録が行われること等が記載されております。

また、専用端末で不正に複製される等により特定個人情報が漏えい等するリスクへの対策としまして、33ページの「⑥技術的対策」「4. かんぽ生命契約サービス部」部分の3点目にはありますとおり、クラウド提出を実行する閉域網信用専用端末は、個人情報を保持せず、通信時は専用線を使用して暗号化通信を行い、送信作業のログを都度管理者がチェックすること等が記載されております。

評価書の概要説明は以上です。

つづきまして、資料1-2に基づきまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページから11ページ目までの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているかといった観点から審査しておりますが、いずれも問題となる点は認められませんでした。

つぎに、12ページの「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」では、支払調書データを複製する専用端末、クラウド提出を実行する専用端末及び認定クラウドから特定個人情報が漏えい等するリスクを軽減するための対策が具体的に記載されているかといった観点から審査し、問題は認められないとしております。

つづきまして、13ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載しておりますが、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。今回の再実施は、認定クラウドの利用に伴うものでございます。この点につきまして、(2)として特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、かんぽ総合情報システムはインターネットと分離されていること、閉域網信用専用端末は個人情報を保持せず、専用線を使用して暗号化通信を行うこと等の措置を評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、また、認定クラウドを利用する委託先事業者において適切な取扱いが求められることから、(4)として、委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、最後に、(5)といたしまして、(1)から(4)として記載している事項については、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合には、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認いただければ、本評価実施機関に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定します。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。